

議会の委任に基づく専決処分について

第1 訴えの提起について

【報告案件1】

1 事案の概要

本件は、女性福祉資金（修学資金）1,280,000円の借受人である被告及びその連帯借受人に係る償還金未納額674,667円について、区が平成29年7月19日付けで武蔵野簡易裁判所書記官に対し支払督促の申立てをし、同書記官が支払督促を発したところ、被告から同年9月1日付けで同裁判所に対し督促異議の申立てがされたことに伴い通常訴訟に移行することとなったことから、本件について、訴えを提起するものである。

2 経過概要

平成11年(1999年)8月11日 被告らに対し貸付けの決定

平成29年(2017年)5月17日 被告らに対し同月31日を期限として一時  
償還の命令

7月19日 支払督促の申立て

9月 1日 督促異議の申立て

3 請求の内容

女性福祉資金の償還金未納額の合計674,667円の支払

【報告案件2】

1 事案の概要

本件は、女性福祉資金（修学資金）1,280,000円の借受人及びその連帯借受人である被告に係る償還金未納額674,667円について、区が平成29年7月19日付けで武蔵野簡易裁判所書記官に対し支払督促の申立てをし、同書記官が支払督促を発したところ、被告から同年9月1日付けで同裁判所に対し督促異議の申立てがされたことに伴い通常訴訟に移行することとなったことから、本件について、訴えを提起するものである。

2 経過概要

平成11年(1999年)8月11日 被告らに対し貸付けの決定

平成29年（2017年）5月17日 被告らに対し同月31日を期限として一時  
償還の命令

7月19日 支払督促の申立て

9月 1日 督促異議の申立て

### 3 請求の内容

女性福祉資金の償還金未納額の合計674,667円の支払

## 第2 和解及び損害賠償額の決定について

### 【報告案件3】

#### 1 和解（示談）の相手方

府中市民

#### 2 事故の概要

##### (1) 事故発生日

平成29年（2017年）2月27日

##### (2) 事故発生場所

東京都中野区中央五丁目4番先中野通り路上

##### (3) 事故発生状況

区の職員が、スポーツ・コミュニティプラザの参加料収納業務のため、庁有車で中野通りを走行し、前方を走行していた相手方車両が赤信号により停止したため、その後ろに停止しようとしたところ、当該職員がブレーキとアクセルを踏み誤り、相手方車両に追突した。この事故により、相手方は、頸椎捻挫を負った。

#### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害59,971円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち自動車損害賠償責任保険により保険会社から医療機関等へ直接支払われた43,171円を除く16,800円について、相手方の指定する方法で支払う。

#### 4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）7月5日

#### 5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた職員がブレーキとアクセルを踏み誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

#### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費及び傷害慰謝料の合計59,971円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から医療機関等及び相手方へ直接支払われた。

## 7 事故後の対応について

- (1) 所属長等から関係職員に対し安全運転の徹底について嚴重に注意をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会を受講させることとした。
- (2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会の受講勸奨等を行った。

## 【報告案件4】

### 1 和解（示談）の相手方

日本運行システム株式会社

### 2 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成29年（2017年）2月27日

#### (2) 事故発生場所

東京都中野区中央五丁目4番先中野通り路上

#### (3) 事故発生状況

区の職員が、スポーツ・コミュニティプラザの参加料収納業務のため、庁有車で中野通りを走行し、前方を走行していた相手方車両が赤信号により停止したため、その後ろに停止しようとしたところ、当該職員がブレーキとアクセルを踏み誤り、相手方車両に追突した。この事故により、相手方車両のバンパー等が破損した。

### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害610,643円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

### 4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）7月5日

### 5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた職員がブレーキとアクセルを踏み誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理代金及び代車に係る経費

の合計610,643円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から修理業者等へ直接支払われた。

## 7 事故後の対応について

- (1) 所属長等から関係職員に対し安全運転の徹底について厳重に注意をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会を受講させることとした。
- (2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起をするとともに、平成29年12月に実施予定の安全運転講習会の受講勧奨等を行った。

## 【報告案件5】

### 1 和解（示談）の相手方

中野区民

### 2 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成28年（2016年）9月9日

#### (2) 事故発生場所

東京都中野区丸山二丁目27番16号

#### (3) 事故発生状況

区の職員である保育士3名が、1歳児保育室にて相手方を含む11名の園児を保育していたところ、相手方が転倒し、当該1歳児保育室に設置していたカラーボックスの角に顔面を打ちつけた。この事故により、相手方は、鼻挫創を負った。

### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害109,874円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち災害共済給付により独立行政法人日本スポーツ振興センターから相手方へ治療費等の内払として支払った11,084円を除く98,790円について、相手方の指定する方法で支払う。

### 4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）8月10日

### 5 区の賠償責任

本件事故は、1歳児保育室に設置していたカラーボックスの角にカバーをするなどの安全対策が講じられていなかったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計109,874円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金のうち独立行政法人日本スポーツ振興センターから相手方へ治療費等の内払として支払った金額を除く98,790円は、特別区自治体総合賠償責任保険により補填される見込みである。

## 7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。
- (2) 上記カラーボックスを撤去するとともに、区内の保育園において、柵等について安全対策が講じられていない箇所がないかを調査し、対策を行った。

## 【報告案件6】

### 1 和解（示談）の相手方

中野区民

### 2 事故の概要

#### (1) 事故発生日

平成29年（2017年）5月15日

#### (2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮四丁目6番地付近

#### (3) 事故発生状況

区立中学校の野球部の打撃練習中に、打球が同校敷地に設置されている防球フェンスを越えてしまい、当該打球が相手方の自宅の雨樋に当たり、当該雨樋が破損した。

### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害40,000円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

### 4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）9月1日

### 5 区の賠償責任

本件事故は、打撃練習時における飛球対策が不十分なため発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方の自宅の雨樋の修理費用40,000円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填される見込みである。

## 7 事故後の対応について

- (1) 打球が防球フェンスを超えないように、打撃練習の方法を変更した。
- (2) 教育委員会から各区立中学校の校長に対し、部活動中における事故についての注意喚起を行った。

### 【報告案件 7】

#### 1 和解（示談）の相手方

中野区民

#### 2 事故の概要

##### (1) 事故発生日

平成 29 年（2017 年）6 月 28 日

##### (2) 事故発生場所

東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号 中野区役所 1 階特別集会室（期日前投票所）前廊下

##### (3) 事故発生状況

相手方が東京都議会議員選挙の期日前投票を行うため中野区役所を訪れ、上記(2)の廊下に設置されていた机で期日前投票宣誓書（兼投票用紙等請求書）に記入をした際、当該機の側面に刺さっていた画鋸（円板部分が外れて針のみになっていたもの。以下同じ。）が相手方の着用していた上着の腹部付近に引っ掛かったことにより当該上着の糸が解れ、当該上着が破損した。

#### 3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 5,389 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

#### 4 和解（示談）の成立の日

平成 29 年（2017 年）9 月 20 日

#### 5 区の賠償責任

本件事故は、画鋸が刺さったままになっていた机を区が期日前投票所用として設置し、その机を使用した相手方の上着に当該画鋸が引っ掛かったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

#### 6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した上着の購入代金相当額 5,389 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填される見込みである。

## 7 事故後の対応について

- (1) 画鋸が刺さっていた机を撤去し、安全が確認された別の机を設置した。
- (2) 所属長から所属内の職員に対し、物品の使用を開始する前に安全点検を徹底して行うよう指導した。